

議員提出議案第2号

救急車のE T Cレーン無料通行体制の整備を求める意見書の提出について

標記のことについて、下記のとおり意見書を提出する。

令和2年6月19日提出

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 八幡浜市議会議員 | 西山 一規 |
| 同 | 同 | 竹内 秀明 |
| 同 | 同 | 平家 恭治 |

記

救急車のE T Cレーン無料通行体制の整備を求める意見書

救急車の円滑で安全な走行を支援する体制は、あらゆる取り組みにより整備していくことが求められる。

しかし、救急車が救急搬送のための高速道路の利用時において、自動料金収受システム（E T C）レーンを通行できておらず、有人の一般レーンを通行している事例が明らかになった。E T Cの普及率が向上した昨今の事情を踏まえれば、救命のために1分1秒を争う患者の搬送を担う救急車がE T Cレーンを通行できていない体制は改善していかなければならない。

八幡浜地区施設事務組合消防本部における過去3年間の管轄外への平均救急搬送件数は452件で、うち高速道路を通行した中予方面以東への救急搬送は107件となっている。

現在、消防本部所有の救急車は全てE T C車載器を積載しているが、高速道路を管轄していない消防本部であるため、業務専用E T Cカードの発行がなされておらず、道路整備特別措置法第24条第1項但し書きの規定による無料通行をするには、料金所通行時に有人の一般レーンを通行し、その際に救急搬送であることを申告することにより料金所係員が通行記録を残し無料扱いとなっているのが現状であり、時間短縮を図るため通信指令室より通過予定時間を事前連絡している。一般レーンの通過は前車の渋滞状況によってE T Cレーン通過より時間を要することは明らかであることから、救命率の向上のためにもE T Cレーンの無料通行は極めて重要である。

そのため、愛媛県におかれては、下記の事項に対処することを要望する。

記

1. 救急車の緊急走行時のE T Cレーン無料通行体制整備に向けて、必要な措置を講
じること。
2. 上記に対し必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月19日

愛媛県八幡浜市議会

愛媛県知事 宛